

中野区基本計画（骨子）

令和3年度（2021年度） ▶ 令和7年度（2025年度）

目次

■ 基本計画の概要	1
1 策定趣旨・位置付け	
2 計画期間	
3 計画の進行管理	
■ 策定の背景	2
1 区を取り巻く社会状況の変化	
2 人口動向・将来人口推計	
■ 政策・施策及び区政運営等	3
1 政策・施策	
2 重点プロジェクト	
3 区政運営の基本方針	
4 財政運営等の考え方	

※ 本骨子は現在の検討状況を取りまとめたものです。今後、さらに検討を深め、構成や具体的な内容を整理し、計画の策定を進めていきます。

基本計画の概要

1 策定趣旨・位置付け

- 区では現在、中野区基本構想（以下、「基本構想」という。）の改定に向けた検討を進めています。基本構想は、中野区に住むすべての人々や、このまちで働き、学び、活動する人々にとって、平和で、より豊かな暮らしを実現するための共通目標であり、また、区が区民の信託に基づき、区政運営を進める上で、最も基本的な指針となるものです。
- 現在検討中の基本構想では、人々が大切にしたい理念の下、中野のまちの将来像「つながる はじまる なかの」を掲げるとともに、10年後に目指すまちの姿を、4つのまちの姿（基本目標）ごとに描いています。また、あわせて、基本構想の実現に向け、区政運営の基本方針を示しています。
- 中野区基本計画（以下、「基本計画」という。）は、この基本構想の実現に向け、中野区自治基本条例第8条第2項に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行うために定めるものです。
※中野区自治基本条例第8条第2項
「執行機関は、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を行うものとする。」
- 基本計画では、基本構想において描く目指すまちの姿の実現に向け、区が取り組む基本的な方向性を示します。また、区政全般に渡る総合的な計画として定めるとともに、各個別計画の上位の計画として位置付けるものです。
- 基本計画においては、区が取り組むべき方向性に沿って必要な政策及び施策を体系的に示します。また、将来人口推計や持続可能で活力ある地域社会の実現に向けての取組を盛り込み、まち・ひと・しごと創生法に基づく中野区まち・ひと・しごと創生総合戦略としての内容を備えるものとします。
- なお、区有施設の配置や整備などに関する内容は、区有施設整備計画において示します。

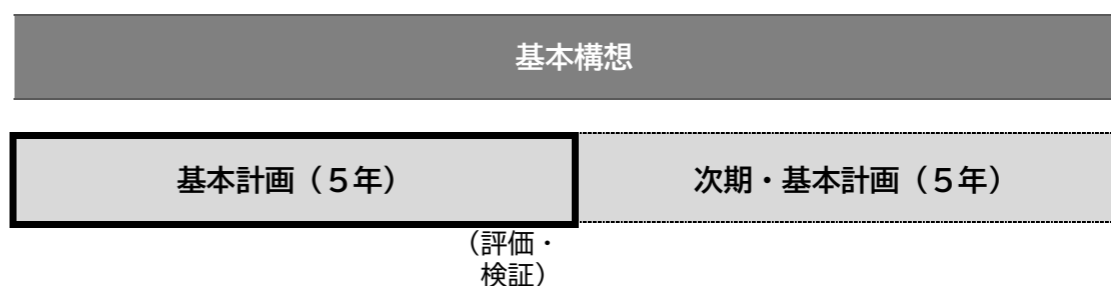
【参考】現在検討中の基本計画に盛り込む主な内容・構成

- 基本計画の概要（策定趣旨・位置付け、計画期間、計画の進行管理）
- 策定の背景（中野区の概況、人口動向・将来人口推計、財政見通し、社会状況の変化、SDGs（持続可能な開発目標）の推進）
- 重点プロジェクト
- 政策目標別の計画（政策・施策）
- 区政運営の基本方針

2 計画期間

- 本計画は、2021年度から2025年度までの5か年を計画期間とします。
- なお、基本構想の実現に向け、本計画の期間終了までに評価や検証を行った上で、必要な見直しを行い、次期の基本計画を策定します。ただし、区を取り巻く社会経済状況が大きく変化した場合などには、必要に応じて改定するものとします。

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------



3 計画の進行管理

- 基本構想で描く目指すまちの姿を目標として、その実現に向けて、区民により高い価値を提供することを目的として、「目標と成果による区政運営」を進めます。
- 基本計画では、目指すまちの姿ごとに、政策及び施策を体系的に示すとともに、成果指標を設定します。また、各施策においては、現状と課題を踏まえ、施策の方向性と主な取組を示します。さらに、事業の展開を前期（2年）・後期（3年）に分けて設定します。
- 次期・基本計画の策定にあたっては、主な取組や成果指標等の達成状況について、評価や検証を行った上で、必要な見直しを行います。

1 区を取り巻く社会状況の変化

(1) 中長期的な人口構造の変化

- 全国的に進展する人口減少、現在は増加傾向の都市部も将来的には減少
- 超高齢社会における社会保障費の増加、地域包括ケアシステムの必要性
- 少子化に伴う生産年齢人口の減少、地域経済や地域活力への影響

(2) ダイバーシティ（多様性）の進展と地域コミュニティの変化

- 国籍や文化、年齢、障害、性別、性自認や性的指向など多様な人々の共生
- 新しい在留資格の創設などによる全国的な外国人人材の増加、外国人人口の増加
- 人々のライフスタイルや価値観の多様化による地域コミュニティの変化

(3) AI、IoT、ビッグデータなどの新技術の進展

- 社会のあらゆる活動・情報がデータ化されネットワークでつながる第4次産業革命の進展、Society5.0への移行
- ICTの活用等による行政の業務効率化と新しいサービスの創出

(4) 大規模災害の発生

- 気候変動の影響とみられる世界規模の異常気象、記録的な規模の台風、大規模な地震などによる全国的な被害の発生
- 災害危険度の高い地域を中心とした防災まちづくり、地域防災力の向上

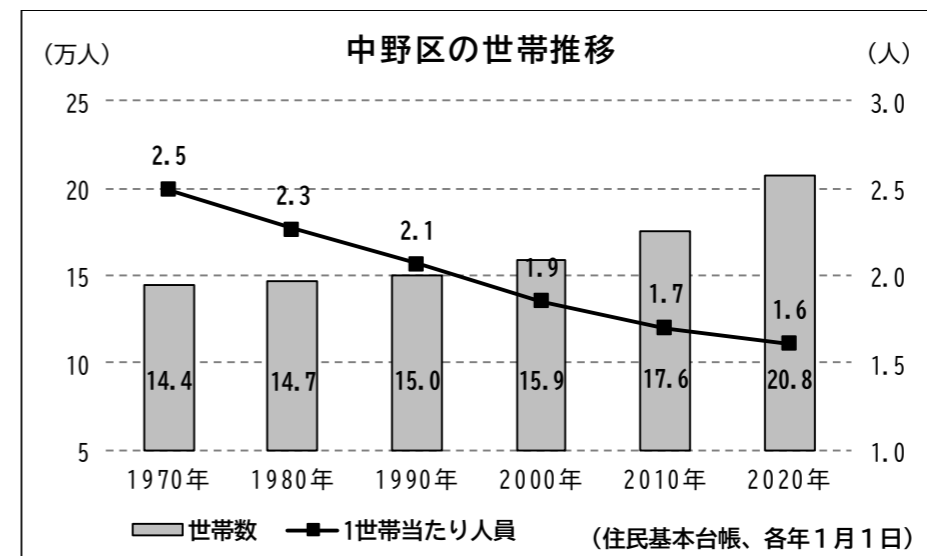
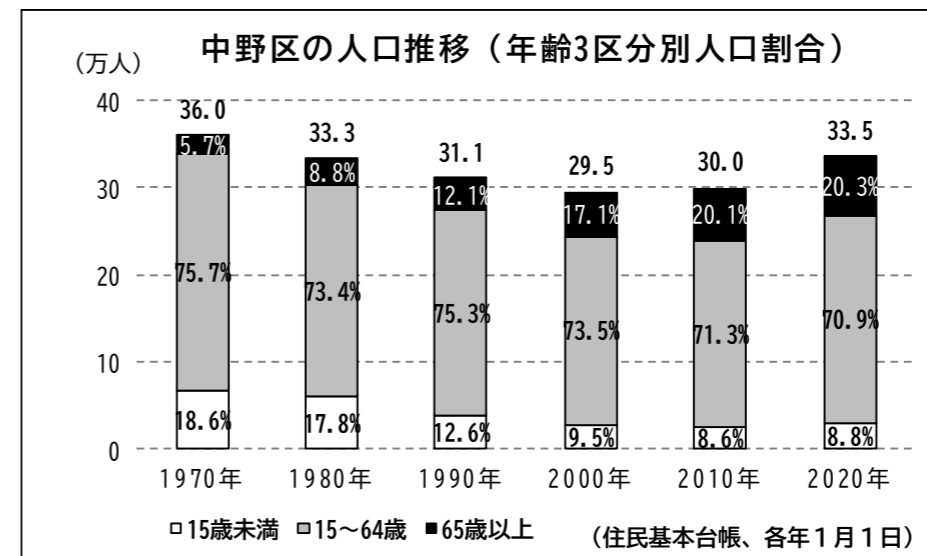
(5) 新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化

- 生命や健康、外出、移動、学校教育、地域経済、地域医療など様々な分野への影響、感染者等に対する差別や偏見
- 働き方、住まい方、コミュニケーションなどにおける新しい生活様式への移行、家庭・生活の重視など社会全体の価値観や行動の変化

2 人口動向・将来人口推計

- 中野区の人口は1970年には、35万人を超えていましたが、2000年には30万人を割り込みました。しかし、その後は増加傾向に転じ、2020年1月時点で335,234人となりました。
- 外国人人口については近年増加傾向にあり、2020年1月時点で2万人を超え、本区総人口の約6%を占める状況になりました。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症等の影響により、2020年11月時点では、総人口334,541人、外国人人口17,367人と減少しています。
- 年齢3区分別の人口をみると、65歳以上については、年々増加しており、2020年1月時点で20.3%を占め、およそ5人に1人の割合となっています。一方、15歳未満については、減少傾向が続いていましたが、近年は横ばいから微増傾向となっています。
- 世帯数は増加傾向にあり、特に近年は単身世帯が増加し、1世帯当たりの人員は2020年1月時点で1.6人となっています。

※将来人口推計については、人口動向等を踏まえ、基本計画（素案）にて示す予定です。



政策・施策及び区政運営等

1

政策・施策

※基本構想を含む全体の体系は参考資料をご覧ください。

まちの姿 (基本目標)	政策	施策
(1)人と人がつながり、新たな活力が生まれ、新たな活力が生まれるまち	1 多様性により新たな価値をつくる	(1)人権と多様性の尊重 (2)多文化共生のまちづくりの推進
	2 地域愛と人のつながりを広げる	(3)地域における人のつながりと愛着が生まれる環境づくり (4)地域の自主的な活動の推進と拠点の整備 (5)地域コミュニティを支える人材育成と団体支援の充実
	3 遊び心あふれる文化芸術をまち全体に展開する	(6)誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくり (7)魅力的な地域資源の発掘・発信
	4 地域経済活動を活性化させる	(8)持続可能な地域経済の成長と働き続けられる環境づくり (9)商店街の活性化支援によるにぎわい空間の創出
	5 東京の新たな活力とにぎわいを世界に発信する	(10)中野駅周辺における新たな魅力や価値の創出・発信 (11)中野駅周辺まちづくりにおける都市基盤の整備と多様な都市機能の誘導
(2)未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち	6 子どもの命と権利を守る	(12)子どもの権利の尊重と理解促進 (13)一人ひとりの状況に応じた支援の充実 (14)子どもの貧困対策の推進 (15)児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応
	7 社会の変化に対応した質の高い教育を実現する	(16)子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実 (17)発達課題や障害のある子どもへの教育の充実 (18)特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進 (19)これからの学びに対応した学校教育環境の整備
	8 まち全体の子育ての力を高める	(20)地域における子育て支援活動の促進 (21)妊娠期から子育て期における切れ目のない相談支援体制の充実 (22)将来を見通した幼児教育・保育の実現 (23)特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援体制の充実
	9 子育て世帯が住み続けたいまちをつくる	(24)子育て世帯が暮らしやすい住宅・住環境の誘導 (25)子育て家庭にとって魅力的な空間・施設等の充実
	10 若者のチャレンジを支援する	(26)若者が地域で活躍できる環境づくり (27)社会との関わりに課題を抱える若者の相談支援体制の充実
(3)誰もが生涯を通じて安心して自分らしく生きられるまち	11 人生100年時代を安心して過ごせる体制を構築する	(28)高齢者が安心して暮らし続けることができる体制の充実 (29)高齢者を支える医療や介護・生活支援サービス等の提供体制の充実
	12 生涯現役で生き生きと活躍できる環境をつくる	(30)多様な交流・つながりを育み、いつまでも活躍できる環境づくり (31)区民が主体的に取り組む介護予防の推進
	13 誰一人取り残されることのない支援体制を構築する	(32)権利擁護と虐待防止の推進 (33)多様な課題を抱えている人やその家族の早期発見・早期対応の推進 (34)障害者への相談支援体制と地域生活移行を支える環境の整備 (35)生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実
	14 誰もが自分らしく輝ける地域社会を形成する	(36)障害者の就労や社会参画の推進 (37)認知症のある人とその家族を支える環境づくり
	15 生涯を通じて楽しく健康に過ごせる環境をつくる	(38)誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり (39)健康的な生活習慣が身につく環境づくり (40)地域医療体制の充実 (41)生涯にわたり学び続けることができる環境づくり
(4)安全・安心で住み続けたい持続可能なまち	16 災害に強く回復力のあるまちづくりを進める	(42)防災まちづくりの推進 (43)災害に強い体制づくり
	17 時代の変化に対応したまちづくりを進める	(44)西武新宿線連続立体交差事業を契機としたまちづくりの推進 (45)各地区の特性に応じたまちづくりの推進
	18 快適で魅力ある住環境をつくる	(46)住宅ストックの質の向上、適切な維持管理及び有効活用の推進 (47)まちなかの安全性・快適性の向上 (48)道路・橋梁の着実な整備・改修 (49)多様なニーズに応じた魅力ある公園の整備 (50)誰もが利用しやすく、円滑に移動できる交通環境の整備
	19 環境負荷の少ない持続可能なまちをつくる	(51)脱炭素社会の推進と気候変動への適応 (52)ごみの減量やリサイクルの推進 (53)みどりの保全と創出の推進
	20 安全・安心な生活環境と防犯まちづくりを進める	(54)犯罪や事件・事故の防止と消費生活の安全の推進 (55)感染症の予防と拡大防止 (56)安全・安心な生活環境の確保

政策1	多様性により新たな価値をつくる
《目指すまちの姿》 国籍や文化、年齢、障害、性別、性自認や性的指向などにかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らし、地域の特色や今までにない新たな価値が生まれています。	

施策1 人権と多様性の尊重

- 区民等が人権意識を深め、性別、性自認や性的指向、国籍や文化、年齢や世代、障害等の多様性を認め合いながら、差別的取扱やハラスメントがなく、あらゆる場面において個性や能力を発揮できる、平等で公平な地域社会の実現を目指した取組を進めます。
- 多様な生き方、個性、価値観を受け入れることができる地域社会の実現に向けて、区民等がユニバーサルデザインの意識を深める取組を進めます。
- 戦争の悲惨さや平和の尊さを、幅広い世代に継続して伝える取組を進めます。

施策2 多文化共生のまちづくりの推進

- 外国人住民が地域で安心して暮らすことができるよう、多言語ややさしい日本語での情報提供や相談対応など、生活に必要な基盤の充実を図ります。
- 海外友好都市・諸外国との交流を推進するとともに、地域における様々な参画・交流を生み出すなど、区民の国際理解を深め、多文化共生のまちづくりを総合的に進めます。

政策2	地域愛と人のつながりを広げる
《目指すまちの姿》 ライフスタイルや関心に応じて、場所や時間を選ばず気軽に地域に関わりを持てるような、ゆるやかなつながりが広がり、それぞれの個性を生かし、地域の課題を住民同士が協力しながら解決しています。	

施策3 地域における人のつながりと愛着が生まれる環境づくり

- 気軽に地域の情報に触れ、中野のまちに関心を持ち、区や地域を身近に感じることができるための取組を進めます。
- 常日頃からのご近所同士のつながりやあいさつ等、互いの顔が見え、困りごとがあった時に助け合えるような人間関係が構築される取組を進めます。
- 共通の関心や経験・課題を持つ人同士がゆるやかにつながることができる機会・場づくりを進めます。

施策4 地域の自主的な活動の推進と拠点の整備

- 地域課題の解決に向けた地域住民の自主的かつ主体的な活動を促進するため、地域住民の様々な活動拠点として設置する区民活動センターの円滑な運営のための取組を進めます。
- 区民活動センターを誰もが快適に利用できるよう整備を進めます。

施策5 地域コミュニティを支える人材育成と団体支援の充実

- 地域の様々な課題の見える化とその課題を解決するための仕組みづくりを進めるとともに、地域で活動する新たな人材の発掘に向けた取組を進めます。
- 地域での活動の核である町会・自治会への加入の促進や町会・自治会活動の担い手として、多くの区民が参加できるよう支援を進めます。
- NPO法人などの多様な公益活動団体が行う、自主的な活動の支援を進めます。

政策3

遊び心あふれる文化芸術をまち全体に展開する

《目指すまちの姿》

まち全体を舞台に、中野ならではの伝統・文化や豊かな発想から生まれる遊び心ある活動が広がり、誰もが身近に親しみ、表現できる環境が整うことで、多くの人々が訪れ、にぎわいにあふれています。

施策6 誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくり

- より豊かな区民生活を実現するため、誰もが身近に気軽に文化芸術に親しめる環境づくり、区民が主役の文化・芸術活動の活性化、文化芸術の力を生かした次世代育成など文化芸術の振興に向け、総合的に取組を進めます。
- 中野らしい歴史・伝統文化の保存、継承及び活用を進め、区民が身近に触れ、感じることができる環境づくりを進めます。

施策7 魅力的な地域資源の発掘・発信

- 区民や来街者に身近な地域の魅力を伝えるため、区の歴史的資源やアニメ、サブカルチャー、グルメなど個性豊かな地域資源について、様々な媒体を活用しながら情報発信を行うとともに、イベントの支援や集客力・発信力のあるイベントの誘導などを進めます。

政策4

地域経済活動を活性化させる

《目指すまちの姿》

区内産業の持続的な発展や新たな企業の参入などにより、区民の生活をより豊かにする商品・サービスが生まれ、地域経済が活性化しています。商店街は、多彩な社会的役割を果たしつつ、より魅力あるものとなっています。

施策8 持続可能な地域経済の成長と働き続けられる環境づくり

- 持続的な地域経済の成長と区民生活の質の向上に向け、経営に関するサポートや創業支援等を進めるとともに、企業同士や企業と地域の継続的な連携等を推進します。
- 区内事業者の人材確保、就労希望者の雇用機会の創出、就労環境の改善を進め、誰もがいきいきと働き続けられる環境づくりを推進します。

施策9 商店街の活性化支援によるにぎわい空間の創出

- 商店街において、訪れる人にとって利便性が高く、魅力的な店舗やサービスが集積するとともに、多彩な社会的役割が担われるよう、経営支援と活性化支援の充実を図ります。
- 空き店舗等を活用した新たな事業者の参画を促進するとともに、商店街組織の安定的な運営の担い手や後継者の育成を支援します。

《目指すまちの姿》

都市機能が集積し、回遊性が向上した中野駅周辺は、多様な経済・文化活動が行われ、区全体を持続可能な活力あるまちへとけん引するとともに、東京23区の西部における新たな活力とにぎわいのシンボルとして、世界に発信されています。

施策10 中野駅周辺における新たな魅力や価値の創出・発信

- 文化・芸術活動や経済活動等のにぎわいや交流を生み出すための取組など、中野駅周辺のまちの魅力を持続的に維持向上させるハード・ソフト両面における仕組みを構築し、区内外から人、投資を呼び込みます。
- 多様な主体を結びつけ、協働することにより、実効的なエリアマネジメントを推進し、まちの魅力や価値を向上させるとともに、周辺地域へ波及させる取組を誘導します。

施策11 中野駅周辺まちづくりにおける都市基盤の整備と多様な都市機能の誘導

- 来街者や駅利用者の利便性・回遊性を高めるため、中野駅西側南北通路・橋上駅舎整備や駅前広場の整備をはじめ、各地区におけるまちづくりにより、地区相互の回遊動線の強化・形成を図ります。
- 多様な都市機能の集積や居住環境の向上を図るため、各地区の特性を活かし、公民連携でのまちづくりを推進します。

政策6	子どもの命と権利を守る
《目指すまちの姿》	
子どもたちは、一人の人間として尊重されています。虐待の防止や学びの支援など、すべての子どもの命と権利を守る体制が整っています。	

施策12 子どもの権利の尊重と理解促進

- 「子どもの最善の利益」を考える地域社会の実現に向けて、区民等が子どもの権利を理解するとともに、子どもたちが自らの権利を理解し、他者の権利を尊重できるよう、意識の啓発を図ります。
- 子どもたちが自らの気持ちや意見を表現し、困ったときに助けを求められる仕組みをつくります。

施策13 一人ひとりの状況に応じた支援の充実

- いじめなどの問題解決に向け、学校と保護者、行政、関係機関、地域とが協働して取り組む体制を充実します。
- 不登校やひきこもりの状態にある子どもに対する、教育と福祉の両面から個々の状況に応じた相談支援体制を充実します。
- 子どもが教育を受ける権利を妨げられないよう、必要な支援を行います。

施策14 子どもの貧困対策の推進

- 生活が困難な状態にある子どもとその家庭に必要な支援が届くよう、行政、地域、民間事業者等が連携・協働して、子どもの学びの支援や生活の支援、経験・体験の機会の充実を図るなど、個々の状況に応じた支援を行います。

施策15 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応

- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、育児不安の早期解消に向け、すこやか福祉センターや子ども・若者支援センターが関係機関や地域と連携を図りながら、虐待への地域全体の対応力を強化し、一貫した相談支援体制を構築していきます。
- 虐待を受けた子どもや、何らかの事情により家庭での養育が困難な子どもが、できるだけ家庭に近い環境で継続的に養育されることができ環境の充実を図ります。

政策7	社会の変化に対応した質の高い教育を実現する
《目指すまちの姿》	
良好な教育環境の中で、子どもたちは、自分と他者を大切にするとともに、より良く生きる力を身に付けています。学校や幼稚園、保育園などの円滑な接続や交流が行われ、家庭や地域と連携し、協働しながら、特色のある教育が生まれています。	

施策16 子どもたちの「生きる力」を育む教育の充実

- 子どもたちが、豊かな人間性・社会性を育むことができるよう、自他の生命や人権を尊重する教育を推進します。
- 子どもたちが、多様な人間性を認め合い、確かな学力を身に付けるとともに、基礎体力が向上し、心身ともに成長することができる教育を推進します。
- 子どもたちが、情報活用能力や国際社会で活躍できる能力など、社会の変化に対応した力を身に付けることができる教育を推進します。
- 保育園、幼稚園、小・中学校の連携による学びの連続性を大切に教育を推進します。

施策17 発達の課題や障害のある子どもへの教育の充実

- 発達の課題や障害のある子どもへの教育的ニーズに応じた指導を推進します。
- 発達の課題や障害のある子どもが、適切な教育環境を選択できるよう、早期から保護者の理解を促進するとともに、関係機関との連携や専門的知見に基づく就学相談等の取組を推進します。

施策18 特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進

- 子どもの社会性やコミュニケーション能力を育み、子どもや地域の現状・課題を踏まえた学校ごとの特色ある教育を推進します。
- 学校、家庭、地域が、地域全体で子どもの学びや成長を支えるため、家庭・地域と学校が協働し、様々な活動を行い、学校を核とした地域づくりを推進します。

施策19 これからの学びに対応した学校教育環境の整備

- 良好な学校教育環境を整備するため、学校再編や学校施設の改修・改築を着実に進めることにより、適正な児童・生徒数や学校数を確保するとともに、学校施設・設備等の維持・向上を図ります。
- 子どもたちの学びの環境を充実するため、学校のICT環境や読書環境の整備を進めます。
- 学校事務について見直し・改善を図り、効率的な学校運営を推進するとともに、ICTの活用等により学校の働き方改革を進め、教育の質の向上を図ります。

政策8	まち全体の子育ての力を高める
<p>《目指すまちの姿》</p> <p>様々な人や団体の活動の活性化により、まち全体の子育ての力が高まっています。家庭の状況に応じた多様なサービスが提供され、安心して子どもを産み、育てられる体制が整っています。</p>	

施策 20 地域における子育て支援活動の促進

- 子育て支援活動の活性化に向け、子育て支援を担う人材の発掘や子育て関連団体のネットワーク化を進めます。
- 子育て家庭が地域の中で安心して暮らせるよう、区民相互の助け合いによる子育て支援活動を促進します。

施策 21 妊娠期から子育て期における切れ目のない相談支援体制の充実

- 安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期から子育て期における切れ目のない一貫した相談支援体制の充実を図ります。
- 子育て家庭のライフスタイルやニーズに応じた多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

施策 22 将来を見通した幼児教育・保育の実現

- 待機児童を生じさせない取組を推進するとともに、将来を見通した教育・保育の提供体制の充実を図ります。
- 区と保育施設等の連携・協働を強化し、子どもたちの成長・発達に十分配慮した質の高い保育サービス等を提供します。

施策 23 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援体制の充実

- 発達の課題や障害のある子どもとその家庭の置かれている状況や特性に応じて、必要な支援が受けられるよう、一貫した相談支援体制の充実を図ります。
- 発達の課題や障害のある子どもとその家庭が地域で孤立することがないように、発達障害等に関する区民の理解の促進や保護者同士がつながり、交流する機会の創出に向けた取組等を推進します。

政策9	子育て世帯が住み続けたいまちをつくる
<p>《目指すまちの姿》</p> <p>子どもと子育て家庭にとって快適な住まいや魅力的な空間・施設などが整備され、住み続けたいと思えるまちづくりが進んでいます。</p>	

施策 24 子育て世帯が暮らしやすい住宅・住環境の誘導

- 子育て世帯が暮らしやすい住宅が供給されるよう誘導するとともに、区内外の子育て世帯に対して、住環境に関する魅力を発信します。

施策 25 子育て家庭にとって魅力的な空間・施設等の充実

- 子どもたちが、遊び、学び、体験ができる機会や場を充実するため、放課後等の子どもの居場所や、魅力ある公園の整備等を進めます。
- 子育て家庭にとって魅力的な施設や子育て家庭にやさしい店舗の充実を図ります。

《目指すまちの姿》

若者は、幅広い交流や様々な活動の機会などを通じて、チャレンジしながら成長しています。一人ひとりの課題の解決に向けて支える体制が整っています。

施策 26 若者が地域で活躍できる環境づくり

- 中高生が自由に自己表現したり、将来に向けて興味・関心に応じた体験などができる機会や場の充実を図ります。
- 区内の大学や専門学校等の学生が、その専攻分野等を地域で生かせる機会の充実を図ります。
- 若者ならではの視点を区政や地域に生かすとともに、若者と地域のつながりを構築します。

施策 27 社会との関わりに課題を抱える若者の相談支援体制の充実

- 社会との関わりに課題を抱える若者とその家庭の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながるよう、関係機関・地域との連携などにより、社会参加や就労に向けた継続的な相談支援体制を構築します。

(3)誰もが生涯を通じて安心して自分らしく生きられるまち

政策11 人生100年時代を安心して過ごせる体制を構築する

《目指すまちの姿》

高齢者が、地域のつながりやICTの活用による見守り・支えあいと、公的サービスをはじめとした包括的な介護・福祉サービスや医療に支えられるとともに、最期まで自分らしく生きることができるオール中野の体制が整っています。

施策28 高齢者が安心して暮らし続けることができる体制の充実

- 高齢者の日常生活を支え、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、必要な支援につながるよう、地域の見守り・支えあい活動やICTを活用した見守りを充実します。
- 今後も進展を続ける高齢社会に対応できる体制を構築していくために、関係機関等の連携を推進するとともに、身近な地域における高齢者の相談支援体制を充実します。

施策29 高齢者を支える医療や介護・生活支援サービス等の提供体制の充実

- 高齢期も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援が必要な人に適切な医療や介護・生活支援サービスを提供するとともに、ライフスタイルや身体機能に応じて住まいの選択ができる環境づくりを進めます。

政策12 生涯現役で生き生きと活躍できる環境をつくる

《目指すまちの姿》

いくつになっても、就労や趣味、社会貢献など、社会とのつながりを通じて、第2、第3の生きがいを見つけ、生涯現役で生き生きと活躍しています。

施策30 多様な交流・つながりを育み、いつまでも活躍できる環境づくり

- 就労や地域活動等により、誰もが居場所を持ち、活躍できる環境の充実を図ります。
- 興味・関心や趣味を通じた多様な形での交流・つながりが生まれる環境づくりを進めます。

施策31 区民が主体的に取り組む介護予防の推進

- 介護が必要となる状態をできる限り防ぎ、健康的な生活を維持・向上し、生き生きと暮らしていくために、高齢者が身近な地域において、日頃から主体的に介護予防に取り組める環境づくりを進めます。

政策 1 3

誰一人取り残されることのない支援体制を構築する

《目指すまちの姿》

障害や生活困窮、生活上の複合的な課題などを抱えている人が、適切な相談や支援につながり、誰一人取り残されることのない体制が整っています。

施策 32 権利擁護と虐待防止の推進

- 判断能力が不十分な人等の意思や利益が最大限に尊重されるよう権利擁護を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、障害者・高齢者等への虐待防止を進めます。

施策 33 多様な課題を抱えている人やその家族の早期発見・早期対応の推進

- 潜在的な要支援者を発見し、必要な相談支援につなぐため、地域のネットワークなどを通じた取組を進めます。
- 誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、関係機関との連携を図るとともに、区民と協働しながら全ての人に生きることが支える支援を進めます。
- 犯罪被害に遭ってもできるだけ早く穏やかな生活が送れるよう、区民の理解を深めるとともに、関係機関と連携し、途切れることのない支援を進めます。
- 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、地域で孤立させないため、関係機関との連携や支援を行う包括的な体制の構築を進めます。

施策 34 障害者への相談支援体制と地域生活移行を支える環境の整備

- 障害者及び介護者の高齢化、障害の多様化・重度化など個々の置かれている状況や特性に応じて、切れ目なく必要な支援やサービスが受けられるよう相談支援体制の充実を図ります。
- 重度障害者をはじめ障害者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携や人材育成を進めるとともに、障害者の地域生活への移行を支える基盤の整備を着実に進めます。

施策 35 生活に困窮している人の自立に向けた支援の充実

- 生活に困窮する区民の経済的・社会的な自立に向け、個々の状況に応じた相談支援をはじめ、就労支援や家計改善支援等の一体的な支援体制の充実を図ります。

政策 1 4

誰もが自分らしく輝ける地域社会を形成する

《目指すまちの姿》

障害や認知症の有無など本人が置かれている状況にかかわらず、個々の特性や強みを生かした就労や社会参画、様々な交流や活動などを通じて、自分らしく輝いています。

施策 36 障害者の就労や社会参画の推進

- 障害者の自立した生活を支えるため、障害者の就労促進と就労を継続するための支援を行うとともに、障害者就労継続支援事業所における安定的な仕事の確保と作業力向上に向けた支援を進めます。
- 障害の有無に関わらず、互いを尊重し、共生できる社会の実現に向けて、障害者に対する差別の解消と区民や事業者等の理解の促進を図ります。

施策 37 認知症のある人とその家族を支える環境づくり

- 認知症の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の理解促進と地域での対応力の向上を図るとともに、予防、早期発見・早期対応及び居場所づくりの取組を進めます。

《目指すまちの姿》

中野で暮らすうちに自然と健康的なライフスタイルが身に付く環境が整うとともに、子どもから高齢者まで、自分が関心のある運動・スポーツや学びなどに楽しみながら取り組んでいます。

施策38 誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり

- 区民が身近な場所で運動・スポーツ活動を行うことができる機会・環境づくりとともに、運動・スポーツを通じた区民同士の交流や地域コミュニティの形成を進めます。
- 区内スポーツ団体と連携しながら、区民の自発的な運動・スポーツ活動を推進するとともに、健康づくりや教育、障害者スポーツの普及など、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした取組を進めます。
- 子どもたちの運動への親しみや健康の保持増進、体力の向上に向けた取組を進め、運動習慣の形成を図ります。

施策39 健康的な生活習慣が身につく環境づくり

- 栄養・運動・休養の調和がとれた健康的な生活習慣の定着に向けて、区民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを進めます。
- 疾病の早期発見・早期治療を促進するため、各種データの収集・分析等に基づく健康づくりを進めます。

施策40 地域医療体制の充実

- 区民の誰もが、身近な地域で安心して必要な医療を受けられる体制づくりを進めます。
- 医薬品の安全・安心を確保するため、事業者等への指導を行うとともに、区民が適切に医薬品を使用できるよう普及啓発を進めます。

施策41 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり

- いつでもどこでも生涯を通じて主体的に学び続けることができる環境づくりを進めます。
- 区民が図書館を学びや課題解決に活用できるよう、利便性の向上や環境の充実を図るとともに、乳幼児親子や子どもの読書活動を促進します。

政策16 災害に強く回復力のあるまちづくりを進める

《目指すまちの姿》

防災まちづくりの推進や地域の防災力の向上などにより、被害を最小限にとどめ、早急に復旧できる回復力のあるまちづくりが進んでいます。

施策42 防災まちづくりの推進

- 「防災都市づくり推進計画」における整備地域内の地区について、国や都と連携して、避難道路等の基盤施設の整備や不燃化建替を加速させ、防災まちづくりを進めます。
- 地区計画などの都市計画制度を活用し、地域の特性にあわせたまちづくりを進めます。
- 震災時に火災による延焼や建物倒壊の危険性が高い地域において、「東京都建築安全条例」に基づく新たな防火規制の導入による耐火性に優れた建物への転換を進めるとともに、耐震性が不十分な建物に対する耐震化への取組を進めます。

施策43 災害に強い体制づくり

- 地震や台風、局地的集中豪雨など大規模自然災害の発生時における人命の保護を最大限に図るとともに、迅速な復旧・復興に向けた体制づくりを進めます。
- 防災活動の担い手の育成や日常的な地域のつながりの形成、自助・共助による防災の取組を進めます。

政策17 時代の変化に対応したまちづくりを進める

《目指すまちの姿》

地区の特性に応じたまちづくりや連続立体交差事業の進展などにより、駅周辺を核としたまちの安全性・快適性・利便性が向上し、時代の変化に対応したまちづくりが進んでいます。

施策44 西武新宿線連続立体交差事業を契機としたまちづくりの推進

- 西武新宿線連続立体交差化や交通基盤の着実な整備による、交通渋滞の解消、駅前の交通結節機能の強化、安心して買い物ができる空間の整備等、まちの安全性・快適性・利便性の向上を図ります。
- 西武新宿線連続立体交差化により創出される空間の活用による、地域の要望や社会ニーズに寄与するまちづくりの取組を進めます。

施策45 各地区の特性に応じたまちづくりの推進

- 区民、事業者、行政などの関係者の協働によるまちづくりの推進により、にぎわいの創出、交通利便性や地域環境の向上等を図ります。

政策 18

快適で魅力ある住環境をつくる

《目指すまちの姿》

居心地が良く歩きたくなるまちなか、魅力ある公園、多様な移動環境などが整備され、快適で魅力ある住環境の形成が進んでいます。

施策 46 住宅ストックの質の向上、適切な維持管理及び有効活用の推進

- 住宅確保要配慮者に対応した住宅ストックの質の向上及び有効活用を図ります。
- マンションの適正な維持管理及び円滑な建替えに向けた取組を推進します。
- 空き家対策を着実に進めるために、防災まちづくりや民間事業者との連携等を図り、有効な活用を促すための取組を推進します。

施策 47 まちなかの安全性・快適性の向上

- 居心地が良く、歩いて楽しくなるまちなかづくりに向け、土地の高度利用・有効利用を図るとともに、ゆとりある空間の創出や良好な景観形成の誘導を進めます。
- 「中野区バリアフリー基本構想」で設定した重点整備地区内における特定事業などの進捗管理を適切に行うことにより、誰もが利用しやすい道路・交通環境の整備等に向けバリアフリー化を進めます。

施策 48 道路・橋梁の着実な整備・改修

- 道路のバリアフリー化や無電柱化の推進等、快適な道路空間の整備を進めます。
- 橋梁の長寿命化に向けた整備を着実に進めます。

施策 49 多様なニーズに応じた魅力ある公園の整備

- 子どもから高齢者までの様々な人が、憩い、遊び、にぎわう魅力ある公園の整備を進めます。

施策 50 誰もが利用しやすく、円滑に移動できる交通環境の整備

- 区民の移動利便性の向上及び移動手段の改善に向け、区内の交通環境の整備を進めます。

政策 19

環境負荷の少ない持続可能なまちをつくる

《目指すまちの姿》

環境負荷の少ないライフスタイルや緑化推進などが、区民の生活や企業活動に浸透し、脱炭素のまちづくりが進んでいます。

施策 51 脱炭素社会の推進と気候変動への適応

- 省エネルギー、創エネルギー、蓄エネルギーによる脱炭素なまちづくりを推進します。
- 区民・事業者に対して地球温暖化対策及び気候変動への適応に関する意識を浸透させ、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を図るとともに、区や区民活動団体の連携・協働を推進し、環境に配慮した行動や活動を促進します。
- 区有施設の整備に伴う省エネルギー化や再生可能エネルギー設備の導入等を推進します。

施策 52 ごみの減量やリサイクルの推進

- ごみの減量やリサイクルの促進に向けて、資源化可能物の資源化の徹底や食品ロスの削減などを区民や事業者に働きかけ、3R（発生抑制〔リデュース〕、再使用〔リユース〕、再生利用〔リサイクル〕）意識を浸透させ、行動変容を促します。

施策 53 みどりの保全と創出の推進

- 区民、事業者及び区が協働してみどりの保全や創出に向けた取組を推進します。
- 都市開発諸制度の活用やまちづくり事業との連携により、質の高い緑化誘導に取り組み、みどりのネットワークの構築を推進します。

《目指すまちの姿》

関係機関・地域の連携により、犯罪や事件・事故がなく、良好な生活環境が保たれるとともに、区民の防犯、消費生活、感染症などに関する意識の高まりや、行動の変化が生まれ、安全・安心な暮らしが守られています。

施策 54 犯罪や事件・事故の防止と消費生活の安全の推進

- 犯罪や事件・事故が起こりにくいまちの実現に向け、様々な主体の連携による防犯活動等を進めます。
- 区民の安全・安心な消費生活を支えるため、相談体制の充実を図るとともに消費生活に関する意識を高める取組を進めます。

施策 55 感染症の予防と拡大防止

- 新型コロナウイルスなど、区民生活に影響を与える感染症に対応するため、ライフステージや集団の特性に応じた感染症予防策の啓発を行うとともに、各種予防接種の受診率向上や、高齢者及び外国人の結核患者に対する支援、平常時の感染症の発生・拡大予防の取組を推進します。
- 関係機関とのネットワークの構築やリスクコミュニケーションの推進により、薬剤耐性菌や院内感染など、様々な感染症対策の情報共有を行い、感染症の予防と拡大防止の強化を図ります。

施策 56 安全・安心な生活環境の確保

- 区民の健康被害と生活環境の悪化を防ぎ、安全・安心な生活環境を築くため、食の安全確保、衛生害虫・害獣等への対応、愛護動物との共生、環境公害への対策等を総合的に進めます。

2 重点プロジェクト

(1) 基本的な考え方

- 基本計画において定める政策及び施策を効果的かつ効率的に推進していくため、組織横断的な政策課題に対し、重点プロジェクトを設定し、相乗的な効果を発揮できるような取組を展開します。
- 重点プロジェクトでは、庁内の連携にとどまらず、区民、団体、事業者などの関係機関の協働・協創が必要となる取組を加えながら総合的に推進していきます。

(2) プロジェクトの内容

プロジェクト① 子育て先進区の実現	
「子育てしてよかったまち」「育てよかったまち」「子育てしたいまち」を目指すために必要な環境を整えるとともに、子どもの命と権利を守るための取組を進めます。	
方向性	<ul style="list-style-type: none">●子育て・子育て環境の整備●子どものためのセーフティネットの充実

プロジェクト② 地域包括ケア体制の実現	
「誰一人取り残されない社会」「地域のすべての人が支え合い、安心して暮らせる社会」「支える側、支えられる側という垣根のない全員参加型社会」を目指すために必要な環境を整える取組を進めます。	
方向性	<ul style="list-style-type: none">●地域で安心して健康に暮らし続けられる環境の整備●すべての人に居場所と活躍できる機会がある地域づくり

3 区政運営の基本方針

(1) 地域と協働・協創する区政運営の実現

- 対話と参加の区政運営、協働・協創による事業展開
- 区民ニーズやエビデンスに基づく政策形成、適切な成果検証
- 持続可能な組織体制の構築、地域と協働・協創する職員の育成

(2) 社会の変化を見据えた質の高い行政サービスの提供

- 新区役所整備などを契機とした行政サービスのデジタル化及び業務の効率化
- 官民の役割分担を明確にした行政運営の実現
- 計画的な区有施設の配置と管理・活用

(3) 危機の発生に備えた体制の強化

- 危機の発生に対する平時からの効果的かつ実践的な備え
- 危機の発生時における体制の強化
- 事業継続計画（BCP）の継続的な改善

●次の方針により、基本計画に基づく取組を財政体力に合わせ着実に進めていきます。

(1) 財政運営の考え方

- ① 区が主体的に活用できる特別区民税、特別区交付金などの一般財源を基本に財政運営を行います。
- ② 財政運営にあたっては、一般財源のほか、基金と起債をバランス良く活用していきます。
- ③ 決算剰余金については、確実に基金に積み立てます。
- ④ 景気に連動しやすい、特別区民税や特別区交付金などの歳入を補完する財政調整基金の積立や繰り入れを計画的に行います。
- ⑤ 歳出（事業）に連動させ、特定目的基金の計画的な積立、繰入を行い、区民生活に必要な財源を縮小させることなく事業を実施します。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響による財政状況を考慮し、当面の間、中野区の「基準となる一般財源規模」を基に、財政調整基金等の積立や取崩による財源調整を通じて歳入規模を一定に保ちます。また、歳出の一般財源充当事業費を「基準となる一般財源規模」の範囲内にするという考え方で予算編成を行います。
- ⑦ 新規事業については、後年度負担の増加等、財政の影響等について十分に勘案します。
- ⑧ すべての事業について、適用可能な国や都の補助金を最大限活用するとともに、新たな歳入の獲得についても取り組みます。
- ⑨ 事業計画までに期間がある未利用地や未利用施設などの区有財産の活用を検討し、歳入確保に努めます。

(2) 基金活用の考え方

- ① 財政調整基金
 - ・毎年度の一般財源の歳入が「基準となる一般財源規模」に満たない場合は、その不足分を財政調整基金から繰り入れます。
 - ・基金利子等については、確実に基金に積み立てます。
- ② 減債基金
 - ・起債の償還のための財源は、計画的に減債基金に積み立てます。
- ③ 特定目的基金
 - ・歳出（事業）に連動させ、特定目的基金の計画的な積立、繰入を行い、区民生活に必要な財源を縮小させることなく事業を実施します。
 - ・施設の建設や建て替え、大規模な維持補修、道路・公園の維持は各計画に基づいて、特定目的基金を活用します。
 - ・特定目的基金の積立にあたっては、計画的に一般財源を使うほか、土地の売却による収入等を活用します。

(3) 起債活用の考え方

- ① 起債の活用にあたっては、世代間負担の公平性という観点も踏まえ、公債費負担比率（中野区方式）で10%程度を上限として運用します。
- ② 後年度に生じる利子の負担も考慮した起債活用を行います。

○公債費負担比率（中野区方式）

$$= \text{実質公債費（元利償還金} + \text{減債基金積立金} - \text{減債基金繰入金）} \div \text{一般財源（※）}$$

※ 一般財源とは・・・

特別区税、特別区交付金、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、一般繰越金